

判決年月日	平成 2 6 年 3 月 2 6 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成25年(行ケ)10213号		
○発明の名称を「使用済み紙オムツの処理方法置」とする発明についての特許出願に係る拒絶査定不服審判請求を請求不成立とした審決について、相違点の容易想到性の判断に誤りがあるとして、審決を取り消した事例			

(関連条文) 特許法 2 9 条 2 項

本件は、原告が、発明の名称を「使用済み紙オムツの処理方法置」とする発明について特許出願をしたが、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求したところ、特許庁が請求不成立審決をしたため、その取消しを求めた事案である。

本判決は、要旨次のとおり述べて、審決における相違点 2 の容易想到性の判断に誤りがあるとして、審決を取り消した。

相違点 2 の容易想到性について検討するに、引用例 1 の記載事項を全体としても、使用済み紙オムツに含有する尿などの水分の具体的な量や、膨潤抑制剤水溶液に浸漬することにより吸水性ポリマーから染み出す水分の具体的な量について言及した記載はないし、また、攪拌中に使用済み紙オムツの吸水性ポリマーから放出される水分の量を利用することにより、攪拌に用いる薬剤水溶液の量あるいは薬剤水溶液に含有する水の量を必要最低限の量とすることができることについての記載や示唆もない。

そうすると、引用例 1 に接した当業者において、引用例 1 発明における回転ドラム内に所定量の薬剤水溶液をあらかじめ供給し、その所定量の薬剤水溶液の中で紙オムツの攪拌を行う構成に代えて、薬剤（膨潤抑制剤及び消毒剤）の供給と水の給水（供給）とを別々に行うこととした上で、回転ドラム内で「攪拌可能な最低限の水を給水しながら」、「使用済み紙オムツに吸収されていた水分を用いて」攪拌を行う構成（相違点 2 に係る本願発明の構成）を採用することについての動機付けがあるものとは認められない。

したがって、引用例 1 に接した当業者が、引用例 1 発明において、相違点 2 に係る本願発明の構成を採用することは適宜なし得るものではなく、上記構成を容易に想到することができたものとは認められないから、これと異なる審決の判断は誤りである。